特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険料徴収に係る滞納整理事務					
②事務の概要	四條畷市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)に基づき、国民健康保険料の徴収に関して、督促発付、滞納処分を行っている。 四條畷市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①督促状発付に関する事務 ②交付要求や差押えに関する事務 ③差押物件の換価・配当に関する事務 ④滞納者の財産について質問、検査する事務					
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、 滞納整理システム、 統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
国民健康保険料滞納整理ファ	イル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第6号					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	財務部 徴収対策課					
②所属長の役職名	徵収対策課 長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	四條畷市 財務部 徴収対策課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
いつ時点の計数か		令和6年4月30日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	人 「 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実) 載されている。	項目評価書] ば、それぞれ重点:	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 目評価書において、リ	なび全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	-分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	ŧ		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	是供ネットワークシス	ステムを通じた提供を	·除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	[〇]接続	しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	せる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	客発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
[9) 従業者に対する教育・啓発 2 日的外の入手が行われるリスクへの対策 2 日的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 6 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	毎年度、システム利用者及び情報システム担当者等に情報セキュリティ研修を実施し、適切に特定個人情報が管理されていることを確認している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2017/1/31	2018/6/30	事後	
平成30年12月28日	1. 対象人数	2017/1/31	2018/6/30	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	徴収対策課長 北井 勇樹	徴収対策課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2018/6/30	2019/4/20	事前	
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2018/6/30	2019/4/20	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2019/4/20	2020/4/20	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/20	2020/4/20	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/4/20	2021/4/20	事後	
令和3年7月1日	IV リスク対策	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	総務部 徴収対策課	財務部 徴収対策課	事後	
令和4年9月12日	I 関連情報 7 特定個人情報ファイルの取	四條畷市 総務部 徴収対策課	四條畷市 財務部 徴収対策課	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2021/4/20	2022/5/31	事後	
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/4/20	2022/5/31	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2022/5/31	2023/5/31	事後	
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/5/31	2023/5/31	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2023/5/31	2024/4/30	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/5/31	2024/4/30	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第24条第6号	・番号法第9条第1項及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第24条第6号	事後	